高齢障がい者の方の利用者負担軽減制度について

制度概要

65歳になるまでに5年以上、特定の障がい福祉サービス(※1)の支給決定を受けていた方で一定の要件を満たす場合は、申請をすれば、介護保険移行後に利用した相当する介護保険サービス(※2)の利用者負担が償還されます。

- ※1 居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所
- ※ 2 訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護

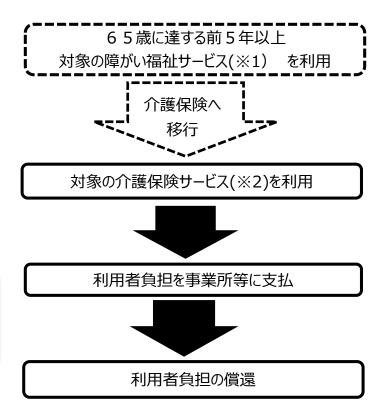
償還の流れ

対象の障がい福祉サービス



<u>償還を受けるには、事前に市町村障がい</u> 福祉担当課への申請書の提出が必要で す。

要件に該当することを申告し、市町村から 決定を受ける必要があります。



対象となる方

次の①~④を全て満たす方	
1	65歳に達する日前5年間、特定の障がい福祉サービス(※)の支給決定を受けており、介護保険移行後、これらに相当する介護保険サービスを利用すること。 ※ 居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所
2	利用者の方とその配偶者の方が、当該利用者が65歳に達する日の前日の属する年度(65歳に達する日の前日が4月から6月までの場合は、前年度)において 市町村民税非課税者又は生活保護受給者等であったこと。(申請時も同様)
3	障がい支援区分(障がい程度区分)が、 区分2以上 であったこと。
4	65歳に達するまでに 介護保険法による保険給付を受けていない こと。

障害者総合支援法の対象となる 難病について

令和3年11月1日から「障がい福祉サービス等^{※1}」の対象となる疾病が、361から366へ拡大されました。

対象となる方は、障がい者手帳^{※2}をお持ちでなくても、必要と認められた支援が受けられます。

- ※1 障がい福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業 (障がい児の場合は、障がい児通所支援と障がい児入所支援も含む)
- ※2 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳

対象となる方



◆対象疾病に該当する方(次ページ参照)

令和3年11月1日より新たに追加された疾病

- ・家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)、自己免疫性後天性凝固第 X 因子欠乏症(※)、進行性家族性肝内胆汁うつ滞症、ネフロン癆、脳クレアチン欠乏症候群、ホモシスチン尿症
- ※自己免疫性後天性凝固第X因子欠乏症は、障害者総合支援法の 対象疾病(自己免疫性後天性凝固因子欠乏症)に統合

手続き

- ◆対象疾病に罹患していることがわかる証明書(診断書など)を持参し、お住まいの市区町村の担当窓口にサービスの利用を申請してください。
- ◆障がい支援区分の認定や支給決定などの手続き後、必要と認められたサービスを利用できます。 (訓練系・就労系サービス等は障がい支援区分の認定を受ける必要はありません)
- ◆詳しいサービスの内容や手続き方法については、お住まいの市区町村の担当 窓口にお問い合わせください。